

長野県屋外広告物条例（抜粋）

（屋外広告物禁止地域）

第4条 次の各号に掲げる地域又は場所（第9条第1項の規定による屋外広告物特別規制地域を除く。）においては、広告物等を表示し、又は設置してはならない。

（1）都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域（次条において「住居専用地域」という。）

（2）都市計画法第2章の規定により定められた景観地区及び風致地区のうち、規則で定める地域

（3）道路（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条に規定する道路をいう。）、鉄道、軌道若しくは索道の用地若しくはこれらの建設予定地（第8条第1項第1号において「道路等」という。）又はこれらに接続し、かつ、これらから展望できる範囲の地域のうち、規則で定める地域

（4）前3号に掲げるもののほか、良好な景観若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために特に必要があるものとして規則で定める地域又は場所

2 知事は、前項第2号から第4号までに規定する地域若しくは場所の指定、指定の解除又はその区域の変更をしようとするときは、あらかじめ、関係市町村長及び審議会の意見を聴かなければならない。

（屋外広告物禁止地域の指定があった場合の特例）

第5条 住居専用地域の決定若しくは変更（拡張の場合に限る。）又は前条第1項第2号から第4号までに規定する地域若しくは場所の指定若しくはその区域の拡張があった際、現に当該決定若しくは変更又は指定若しくは区域の拡張に係る地域又は場所に表示され、又は設置されている広告物等は、当該決定若しくは変更又は指定若しくは区域の拡張のあった日から3年（規則で定める広告物等にあつては、3年を超えない範囲内で規則で定める期間）を経過する日までは、同項の規定にかかわらず、引き続いて表示し、又は設置しておくことができる。

（屋外広告物許可地域）

第8条 次の各号に掲げる地域又は場所（第4条第1項各号に掲げる地域又は場所及び次条第1項の規定による屋外広告物特別規制地域を除く。）において、広告物等を表示し、設置し、又は改造しようとする者は、当該表示、設置又は改造について、知事の許可を受けなければならない。

（1）道路等又はこれらに接続し、かつ、これらから展望できる範囲の地域のうち、規則で定める地域

（2）前号に掲げるもののほか、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために特に必要があるものとして規則で定める地域又は場所

2 知事は、前項の規定による許可の申請があった場合において、当該申請に係る広告物等が規則で定める基準に適合するときは、許可しなければならない。

3 第2条第2項の規定は前項に規定する基準の決定及び変更について、第4条第2項の規定は第1項各号に規定する地域又は場所の指定、指定の解除及びその区域の変更について、第5条の規定は第1項各号に規定する地域又は場所の指定及びその区域の拡張があった場合について、前条第3項から第6項までの規定は第1項の許可について、それぞれ準用する。この場合において、第5条中「住居専用地域の決定若しくは変更（拡張の場合に限る。）又は前条第1項第2号から第4号まで」とあるのは「第8条第1項各号」と、「当該決定若しくは変更又は指定若しくは区域の拡張」とあるのは「当該指定又は区域の拡張」と読み替えるものとする。

4 次の各号に掲げる広告物等については、第1項の規定は、適用しない。

- (1) 第6条第1号及び第2号に掲げるもの
- (2) 第6条第3号のアからエまでに掲げるもので、規則で定めるもの